

- e 被扶養者の婚姻又は葬祭のとき…結婚式又は死亡の日から7日以内
- f 被扶養者でない配偶者、一親等の親族（子の配偶者を除く。）の病気又は負傷のとき…14日以内
- g 通信教育の面接授業のとき…通信教育の面接授業に要する期間

㊦休業手当金…1日につき標準報酬日額の5割

ただし、欠勤期間中、給料（休日分、教職調整額等）が実際に支給された場合は、その額を控除して支給します。

請求に必要な書類

- 休業手当金請求書
- 欠勤届の写し（所属所長から教育委員会へあてたもの）
- 出勤簿の写し

（工）育児休業をしたとき（一般・短期）

㊦育児休業手当金…給料の日額×50/100×日数

- * 育児休業を開始した日から、180日（土日を含む。）に達するまでの期間は67/100となります。
- * 給付日額については上限があります（上限額：開始から180日に達するまで…14,334円、181日以後…10,697円。上限額は毎年8月に改定があります。）
- * 育児休業手当金支給期間のうち、土・日曜日を除いた日数分を支給します。

【新規】

組合員が、子の養育のために育児休業（部分休業を除く。）を取得したとき、その期間（当該育児休業に係る子の1歳の誕生日の前日まで）について育児休業手当金が一括請求により1か月ごとに支給されます。ただし、雇用保険から育児休業給付を受給することができるときは支給されません。

請求に必要な書類

- 1 育児休業手当金請求書
- 2 ○教育局各課・所・館の職員…育児休業通知書の写し
- 市町村立学校職員…人事異動通知書の写し
- 県立学校の職員…所属所長の決裁を受けている育児休業承認請求書の写し（決裁済みであることがわかる書類の写しも併せて添付）
- 市町村費支弁職員…市町村教育委員会承認済みの育児休業承認請求書の写し（承認印等が確認できるもの）

「パパ・ママ育休プラス」とは

父母がともに育児休業を取得する場合の特例のことで、当該育児休業に係る子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金の支給期間を延長し、当該期間中のその子の出生の日及び産後休暇を含めた1年間につき育児休業手当金を支給する制度です。

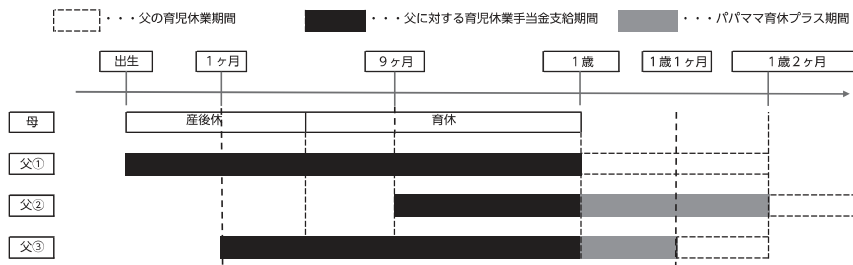
なお、組合員の配偶者が、当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していることが、当該制度の前提要件となります。

（注）母（請求者）は、産後休業後、一度も復職せず、当該子が1歳に達する日まで育児休業を取得する場合は該当しません。

請求に必要な書類

「パパ・ママ育児プラス」は、新規請求の添付書類に加えて、次の添付書類が必要です。

- 1 育児休業手当金を請求する組合員の配偶者が、当該育児休業に係る子の1歳の誕生日の前日以前のいずれかの日において育児休業を取得していることを証明する書類
- 2 育児休業手当金を請求する組合員の配偶者であることを確認できる書類



* 母に対する育児休業手当金は、当該子が1歳に達する日まで支給する。

パターン①父が、当該子の出生日の翌日から1歳2ヶ月に達するまでの間、育児休業を取得する場合

→ 父に対する育児休業手当金は、当該子が1歳に達する日まで支給される。

パターン②当該子が9ヶ月から1歳5ヶ月までの間、父が育児休業を取得する場合

→ 父に対する育児休業手当金は、当該子が9ヶ月から1歳2ヶ月に達する日まで支給される。

パターン③当該子が1ヶ月から1歳2ヶ月までの間、父が育児休業を取得する場合

→ 父に対する育児休業手当金は、当該子が1ヶ月から1歳1ヶ月に達する日まで支給される。

【変更】

育児休業手当金支給対象期間中に期間の変更があった場合は、育児休業手当金請求書に人事異動通知書の写し(育児休業承認請求書の写し 又は育児休業等変更届の写し)を添付のうえ速やかに提出してください。

【延長給付】

速やかに職場に復帰する意思があり、1歳の誕生日以降も、総務省令に定める要件に該当する場合は、当該子の2歳の誕生日の前日まで「延長給付」を受けることが可能です。

要件に該当することが確認できる書類を添付して毎月請求書を提出していただく必要があります。

総務省令に定める場合

- 1 育児休業に係る子について、保育所・認定こども園又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 2 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡したとき
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき

- ウ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
- エ 6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき
- * 原則として子の1歳の誕生日に職場への復帰を予定している方のみが対象となります。
- * 延長給付を目的とした保育施設への利用申請は制度の趣旨に反するため支給対象外となります。

**請求に必要な書類 ※1, 2は延長給付希望月以降毎月提出が必要
(令和7年4月請求分は、すでに延長給付を受けている方も以下すべての書類の提出が必要です。)**

- 1 育児休業手当金請求書
- 2 市区町村発行の入所保留通知書(総務省令による延長に該当する事実を証明する書類が必要です。)
- 3 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書(提出時期:初回の延長給付申請時、1歳6か月到達時の申請時、年度当初申請時、年度途中での申込内容変更時)
- 4 市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し(提出時期:初回の延長給付申請時、1歳6か月到達時の申請時(※利用申込内容が変更となっているときのみ)、年度当初申請時、年度途中での申込内容変更時)

◎延長給付に該当するかどうかは、子の1歳の誕生日時点での状況で判断します。特に事例の多い、「保育所に入所できない」として延長給付を受ける場合は、次の要件に全て該当することが必要です(育児休業の承認期間にかかわらず、要件に該当するときは延長給付の対象となります。)

- 1 復職の意思があることを所属所長が承認していること。
- 2 組合員が、育児休業を取得していること。
- 3 対象の子について保育所等での保育の利用を希望し、入所の申込みを行ったが、選考の結果1歳の誕生日時点で入所できないとして「入所保留通知※」が交付されていること。

* 延長給付の初回請求時または選考終了月の翌月(年度切り替え等)の請求書には「入所保留通知」等の写しを添付してください。その翌月以降は請求月ごとに選考の結果、保育の実施が行われていない証明書等を添付してください。前回提出した「入所保留通知」等の写しでは認められません。

◎1歳以降の誕生月以降も継続して請求する場合、請求月に保育所の入所申込みができており、「入所保留通知」が交付されていることが条件です。

- * 1歳の誕生日以降も継続して入所の申込みを行っているが、入所できない状態であること。
- * 延長給付支給中に「総務省令による延長給付の支給要件」の1に該当しなくなり、育児休業手当金の支給が終了した場合は、その後に「入所保留通知」等が交付されても、延長給付が再度支給されることはありません。
- * 市区町村によって手続き方法や申込期限が異なります。特に、多くの市区町村において毎年4月1日付け入所希望の申込みは、かなり早い時期(前年中等)に終了するようです。**必ず御自身で事前に**、お住まいの市区町村の窓口、ホームページ、広報誌等よく確認し必要な手続きを行ってください。

御不明な点は、福利課短期給付担当までお問い合わせください。

㊦育児休業支援手当金…標準報酬日額×13/100×日数

※育児休業支援手当金の請求方法等の詳細につきましては、別途 ホームページ等で周知予定です。

以下の条件を満たした場合に、育児休業等の開始から28日間を限度に、育児休業支援手当金が支給されます。ただし、雇用保険から出生後休業支援給付を受けることができるときは支給できません。

- ①子の誕生日から56日以内(産後休暇を取得している場合は、誕生日から112日以内(出産予定日より前に生まれた場合は、出産予定日から112日以内))に、育児休業を14日以上取得している
- ②配偶者が、子の誕生日から56日以内に、育児休業を14日以上取得している

- * 育児休業手当金と併せて支給されます。
- * 配偶者がいない者、配偶者が産後休暇を取得している、又は育児休業等を取得することができない等の事情がある場合、①の条件のみ該当すれば支給されます。
- * 給付上限額を超える場合は、支給額は給付上限相当額となります。

㊦育児時短勤務手当金…育児短時間勤務により減収した給与×10/100

※育児時短勤務手当金の請求方法等の詳細につきましては、別途 ホームページ等で周知予定です。

育児短時間勤務をした場合に、子の2歳の誕生日の前日が属する月まで、育児時短勤務手当金が支給されます。

- * 育児短時間勤務により減収した給与額が、育児短時間勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額10/100未満の場合は、一定の割合で逡減した額の支給となります。
- 支給対象月：組合員が育児短時間勤務を開始した日の属する月から、その育児短時間勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業または介護休業をしなかった月に限る。)に支給されます。

(オ) 介護休暇を取得したとき(一般・短期)

組合員が家族等介護のため介護休暇を取得した場合、請求により次のものが支給されます。ただし、雇用保険から介護休業給付の給付を受けることができるときは支給できません。

㊦介護休業手当金…標準報酬日額×67/100×日数

- ※ 給付日額については上限があります。(上限額15,778円、毎年8月に改正があります。)
- ※ 組合員が介護休暇の承認を受けたとき、介護休業手当金が請求により支給されます。ただし、通算して66日を限度とし、期間中の週休日(振替日を含む。)、条例上の休日、休日の代休日、時間により休暇を承認された場合を除きます。

また、介護休暇期間中、教職調整額等が実際に支給された場合は、報酬(給与)と調整して支給されます。

㊦介護休暇給付金…介護休暇期間中、1日につき法による給付の最終給付日額(1,000円未満切捨)

ただし、期間中の週休日(振替日を含む。)、条例上の休日、休日の代休日、1日未満(時間単位、土曜日が半日勤務の場合も含む。)の休暇を取得した日を除きます。

- ※ 共済組合法による介護休業手当金の適用期間又は雇用保険法の規定により介護休業給付を受ける期間については、互助会の給付は行いません。
- ※ 日額の上限は10,000円です。
- ※ 法による給付とは、共済組合法による介護休業手当金、雇用保険法による介護休業給付のことです。